

武蔵村山市長期総合計画審議会に関する運営要領（案）

平成21年 月 日

武蔵村山市長期総合計画審議会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

（審議会の公開）

第2条 審議会は、公開とする。

2 公開は、市民に審議会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）を審議会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、傍聴を認めたときは、傍聴許可書を交付する。

（許可しない者）

第4条 会長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

(1) 銃器、棒等により、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。

(4) 私語、談笑をしないこと。

(5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 会長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、審議会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表)

傍 聴 申 込 書

第 号

		年 月 日
武蔵村山市長期総合計画審議会 会長 殿		
		申込者氏名
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。		
傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		武蔵村山市長期総合計画審議会
開 催 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		

傍 聴 許 可 書

第 号

傍 聴 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
附属機関等の名称		武蔵村山市長期総合計画審議会
開 催 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分から
開 催 場 所		
備 考		
上記のとおり会議の傍聴を許可します。		
年 月 日		
武蔵村山市長期総合計画審議会 会長		

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。